

## 蕨市教育大綱の取扱いについて（案）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の三に基づく蕨市の教育大綱については、現在、蕨市教育振興基本計画（平成 27 年度～31 年度）をもって大綱に代えている。

令和 2 年度からの取扱いについては、第 2 期蕨市教育振興基本計画（令和 2 年度～6 年度）をもって大綱に代える。